

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年十一月四日午前十一時	城山ハウス有限会社	桑田博隆	埼玉県春日部市藤塚九八三番地一

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター三階小会議室